

テーマ

デジタルPFによる単独行動の競争法規制

適用分野

独禁法、情報通信法、消費者法



研究名称

デジタル・プラットフォーム(以下「デジタルPF」)による単独行為に関する競争政策上の課題

氏名所属

土佐(濱谷)和生 教授
法学部 法学科

内容

●**特徴**： データを保有することの意義に絞って、データ駆動型経済社会においてデジタルPFによる単独行為はどのような競争上の意味を持つか、従来の競争政策・独禁法はそれに対応するのに十分か、かりに不十分な場面があるならばいかに対応すべきか等に関して、もっぱら競争上の弊害に関して課題整理を行っています。

●**研究内容**： 本研究シーズの概要は以下の通り。2面双方の市場参加者数が臨界点を超えると、デジタルPFはネットワーク効果を持続的に享受できる市場地位に達し、そのこと自体が参入障壁として働く。また、その市場地位を通じて保有されるデータの大量性に基づく優位性は、当該障壁の強度をいっそう高めるように働く。加えて、当該デジタルPFが、例えば提供サービスの種類を多様化し又は当該市場で潜在的ライバルとなり得るもしくは隣接市場で事業展開するスタートアップを買収すること等を通じて、複数種類のデータを保有するならば、データの多様性に基づく優位性も増す。こうしたデータの保有に基づく各種優位性は当該デジタルPFの各種AIアルゴリズムの精確性・的確性を向上させる。このように

して、一般に、デジタルPFの市場地位が確かになってから後に当該市場のなかで競争は機能しにくくなり、競争的イノベーターのイノベーション活動に基づき別の新たな市場を創出するような画期的な新サービス(以下「新市場創出の意味で画期的な新サービス」)の市場投入以外に、当該デジタルPFによる単独行為を競争的に牽制・制約付ける力は、当該市場のなかで、また、既存の商品的隣接市場から生じにくいのかも知れない。

もし新市場創出の意味で画期的な新サービスの市場投入以外に、イノベーター間のイノベーション競争を強化する要因を見出しにくいとすれば、データ保有に係るデジタルPFの単独行為は単に現在の市場に影響を及ぼすに止まらず、保有されるデータが将来の事業活動にとって競争上重要なインプットとして働き、また、当該デジタルPFの各種AIアルゴリズムの精確性・的確性を増すという意味で、将来の新サービスやISでのイノベーションをめぐるイノベーター間競争のスタートライン及び各プレイヤーの初期条件に大きな影響を及ぼすおそれがある。

https://www.jftc.go.jp/cprc/discussionpapers/r1/index_files/CPDP-73-J.pdf

キーワード

デジタル・プラットフォーム、ネットワーク効果、データ、イノベーション競争

連携方法

■ 講演 ■ 研修 ■ 研究相談 ■ 学術調査 ■ コメント ■ 共同研究